

ごみ減量トレンディ



んな紙を
ティッシュ
バック 菓子箱
ラップの箱
金具付きファイル
ビニール

ミックス古紙

燃えるごみ

おいしい お米の里

NEW!
2CHU7
2L 6本入
PETボトル

おーお茶
2CHU7
2L 6本入
No.1
おーお茶

混ぜれば「ごみ」
分ければ「資源」

分別を習慣に ミックス古紙

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

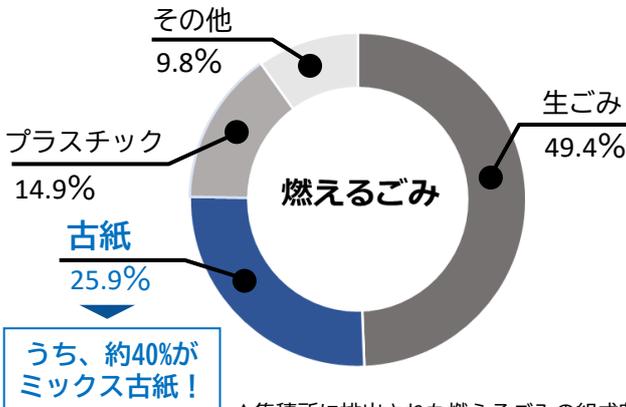


燃やされるミックス古紙

不要になった紙は、分別して、リサイクルしないと、燃えるごみとして燃やされてしまいます。

市内の家庭から発生しているごみの約25%は紙で占められ、そのうち、約40%がミックス古紙で占められています。

もし、燃やされているミックス古紙を民間業者に売払った場合、約2,400万円が市の収入となるため、大きな損失が生じています。



▲集積所に排出された燃えるごみの組成割合※
※平成29年度調査値

ミックス古紙って何だろう？

新聞、雑誌、段ボール、紙パック

以外の「紙」



※ティッシュ、おむつ、汚れた紙、強い臭いがついた紙は燃えるごみへ

● Interview ●

分別のコツは

「習慣化」



▲ごみ減量アドバイザー
坂根 忠俊さん

燃えるごみの袋の中には、沢山のリサイクルできる紙が混入しています。中でもミックス古紙は、レシート、紙コップ、ティッシュの箱をはじめ、非常に種類が多く、分別するのは、「面倒」だと思います。私も面倒くさがり屋ですが、燃えるごみ箱のすぐ横に、ミックス古紙用のごみ箱を置くことで、分別が楽になり、「習慣化」することができました。この方法で、我が家の燃えるごみは、驚くほど減りましたので、皆さまも、ぜひお試しください。



▲ミックス古紙の分別方法の例

ごみ集積所 F A Q

CASE ① 決まった種類・場所・日時に



Q1 近くのごみ集積所では、燃えるごみしか収集されていないが、その他のごみは、どのように出せばよいか？

▲家庭ごみの分け方・出し方

A 自治会（町内会）で決められた場所に、分別して出す必要があります。出す場所が分からない場合は、自治会（町内会）や近所の方、大家さんに確認をしてください。なお、ごみを出す曜日は、地域ごとに異なりますので、注意が必要です。

月2回



▲資源古紙（新聞 / 雑誌 / 紙パック / 段ボール / ミックス古紙）

月2回



▲ペットボトル / 白色トレイ・白色発泡スチロール

月2回



▲資源ごみ（かん / びん（3種類） / その他の燃えないごみ）

月1回



▲危険不燃物（刃物・蛍光灯等）

CASE ② その他の燃えないごみ

Q2 「その他の燃えないごみ」に出すことができるものは何か？

A 最大辺が「50cm以下」の燃えないごみを出すことができます。

※小型充電式電池を含む小型家電は、小型家電回収ボックス（市内6箇所）を利用してください。

※傘の骨に限り、50cm超でも出すことができます。



▲小型家電 ▲陶器 ▲鏡・ガラス



▲金属類（フライパン・ケーブル等） ▲傘（骨） ※布部分は燃えるごみ



▲その他の燃えないごみ

CASE ③ 黄色いごみ袋
(少量排出事業者制度)

Q3 ごみ集積所に出されている黄色いごみ袋は、どのようなものか？

A 一度に少量のごみを出す「事業者」専用のごみ袋です。

※黄色いごみ袋でごみを出すには、自治会（町内会）長の承諾と市への届出が必要です。



▲黄色いごみ袋



▲ごみ集積所の様子

ごみ減量アドバイザー養成講座



ごみの現状

市のごみ量は、年々減少し、市民1人1日あたりのごみ量は、最新データ（令和2年度）では**845g**（前年比 約4%減）となりました。

しかし、県内の人口10万人以上の都市の中では“下から3番目”に多く、以下の課題を抱えています。

- 清掃センターの老朽化
- 最終処分場の残余容量のひっ迫

▶ごみ減量アドバイザーとは？

ごみの減量やリサイクルに関する活動を率先して行い、市民や事業者に対して、市と協働で周知啓発活動を行うボランティア。

【主な活動内容】

- ・周知啓発活動の企画、実施
- ・イベントの運営（もったいない食器市など）
- ・出前講座

養成講座プログラム

日時	内容
7月31日（日） 10時～11時30分	開講式・ ごみ処理の現状と課題
8月28日（日） 10時～11時30分	アドバイザーの役割と先進事例
9月30日（金） 10時～11時30分	ごみ処理施設と収集体制
11月12日（土） 13日（日）	啓発活動実践 （もったいない食器市）
1月21日（土） 9時～12時	先進事例視察
2月12日（日） 10時～11時30分	閉講式・ アドバイザー委嘱状交付式

※講座は、市役所又は清掃センターなどの外部施設で行います。
（外部施設で実施する際は、市役所から送迎を行います。）

募集内容

対 象

- ・市内在住の18歳以上の方
- ・全ての講座に参加が可能な方
- ・講座修了後、ボランティア活動ができる方

定 員

25名（応募者多数の場合は、抽選）

申込期限

令和4年 **7月8日（金）**

申込方法

電子申請・メール・電話・FAX

申込内容

氏名・住所・電話番号・生年月日

申 込 先 … 廃棄物対策課

TEL:055-971-8993 FAX:055-971-8994

MAIL:haitai@city.mishima.shizuoka.jp



▲電子申請